

コーポレート・ガバナンス

Corporate Governance

基本的な考え方

パルコは、企業価値向上のためには、株主の権利・利益の保護、株主以外のステークホルダーとの円滑な関係の構築、経営の透明性の確保および有効な経営監視体制の構築が不可欠であるとの認識から、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。また、経営における監督機能と執行機能の分離を明確化し、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築するとともに、迅速な意思決定・執行を確立するため、委員会設置会社形態を採用しています。

内部統制

■ 基本的な考え方

パルコは、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令などの遵守ならびに資産の保全などにおいて、パルコおよびパルコグループの業務の適正を確保する体制を定め、もって企業価値の向上に努めています。

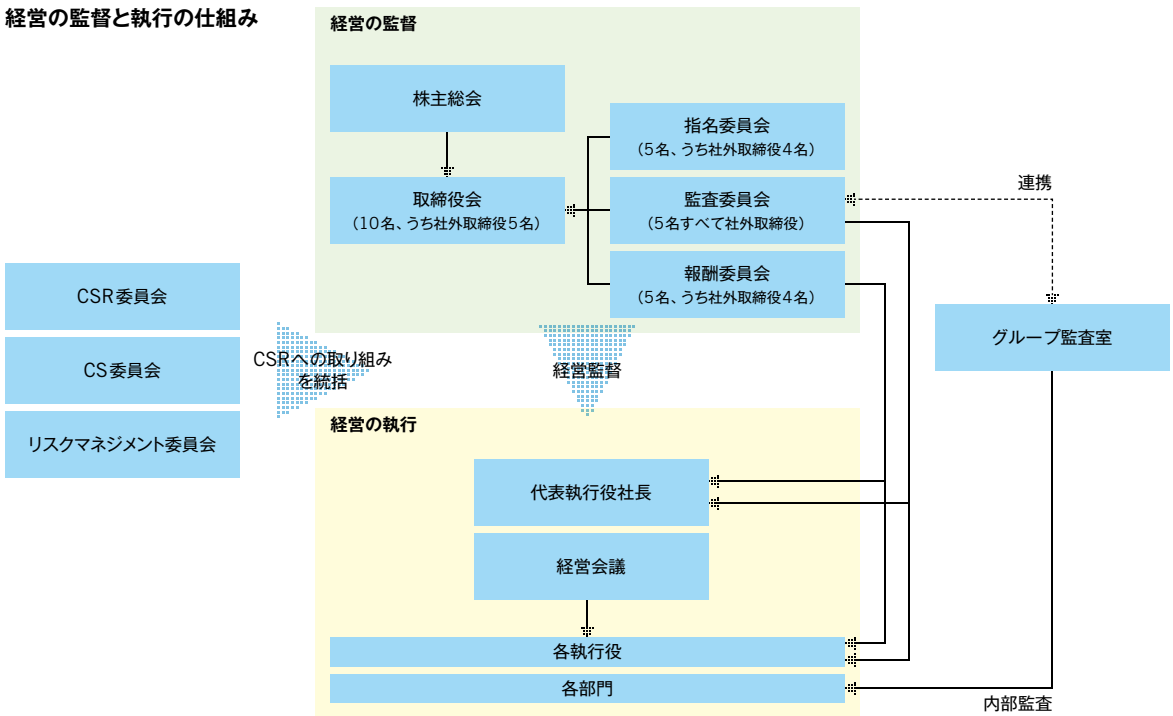
■ コンプライアンス体制

コンプライアンス体制整備の一環として、全社員が遵守し実践すべき「コンプライアンス基本理念」、「行動規範」を制定しているほか、「経営理念」や「10の行動指針」などを盛り込んだ「パルコ社員ハンドブック」を配付するなど、社内啓蒙活動を進めています。また、コンプライアンスの達成や危機管理の観点から、通報者が通報したことによる不利益を被ることのない社内通報制度を設けています。

■ リスクマネジメント体制

パルコでは、諸リスクの横断的監視ならびに全社的対応と総指揮を行う組織として、専務執行役を委員長としたリスクマネジメント委員会を設置しています。また、リスクマネジメントを含むCSR活動を統括し効率的に推進するため、常務執行役を委員長としたCSR委員会を設置し、リスクマネジメント委員会と必要に応じて連携を図り、迅速かつ効率的な活動を行っています。

経営の監督と執行の仕組み



—≡— は選任、報告、指示、監査、決定など

経営の監督機能

取締役会

経営の基本方針に関する意思決定、取締役および執行役の職務執行の監督

指名委員会

- 取締役の選解任に関する株主総会に提出する議案内容の決定、取締役会に対する代表執行役・執行役候補者の推薦・解任提案

指名委員会議長 有富 慶二

企業が世の中からの支持を受けて成長をし続けるためには、高度なコーポレート・ガバナンス体制が備わっている必要があると思います。

高度なガバナンス体制とは、世のため人のためになるコンプライアンス力と市場から支持される事業創造力とを併せ持った組織が創り出すものです。

指名委員会では、高い志とイノベティブな意欲を持ち、全社への強い影響力を発揮できる人材が取締役や執行役として選ばれるように、精一杯努力する所存です。

監査委員会

- 取締役・執行役の職務執行の監査、会計監査人の選解任・不再任に関する株主総会に提出する議案内容の決定

監査委員会議長 新里 智弘

経営の質的向上に対する社会の期待は益々高まっています。このような現状において、不祥事の発生は、何よりも恐れなければならないものです。社会の目が厳しくなり、たった1人の不正、たったひとつのミスにより大きくブランド価値を毀損することがあります。ここにコーポレート・ガバナンスの重要性があり、監査委員会の果たす役割があります。

監査委員5名は、全員が社外取締役で構成されており、監査委員会を定期的開催し、グループ監査室、会計監査人およびグループ各社監査役からの報告を受け、関係する執行役に報告を求め、重要会議に出席することなどを通じて、内部統制システムの状況を監視・検証し、経営の効率性・適法性の観点から執行役の職務執行を監査しております。

報酬委員会

- 取締役・執行役の個人別報酬内容の決定

報酬委員会議長 花堂 靖仁

コーポレート・ガバナンスには形式面と実質面があります。形式面では、5名構成の「報酬委員会」のうち4名を社外取締役とすることで、役員報酬が執行役間の力関係ではなく、遂行する業務に相応しく、かつ役員間の公平性を保ち客観的に決定できる仕組みを作っています。実質面では、時代が求める消費者向けサービスを提供し続けるという独自の事業形態を持つパルコにおいて、役員がその持続的成長を主導することを長期的に促すような報酬制度を創ることを目指しています。この両面が相乗して、初めてパルコの企業価値が向上することになります。

経営の執行機能

取締役会の決定した基本方針に基づく具体的な業務執行